堺市公報 号外第10号

令和2年10月5日発行

発行

堺市 (総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

S. C.	ŧ
<条例>	
○堺市市税条例の一部を改正する条例	
【財政局税務部税制課】3	;
○堺市手数料条例の一部を改正する条例	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	
○堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局生活福祉部医療年金課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	j
○堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正す	
る条例	
【健康福祉局生活福祉部医療年金課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8)
○堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】・・・・・・・・・・・・・ 9)
○堺市立ビッグバン条例	
【建設局ニュータウン地域再生室】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	Э
○堺市基金条例の一部を改正する条例	
【財政民財政黨次入課】	7

本号で公布された条例のあらまし

〇堺市市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第39号)

令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応に 関する地方税法の一部改正に係る所要の改正を行うもの

〇堺市手数料条例の一部を改正する条例(令和2年条例第40号)

個人番号に係る通知カードの廃止に伴い、当該通知カードの再交付手数料に係る規定を 削除するもの

〇堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例(令和2年条例第41号)

- (1) 重度障害者医療費の助成について、精神病床への入院に係る保険給付が行われた場合を新たに助成の対象として追加するもの
- (2) 重度障害者医療費の助成における住所地特例について、国民健康保険法における住所地特例に準ずるものとするもの

〇堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 (令和2年条例第42号)

ひとり親家庭及び子どもに係る医療費の助成について、精神病床への入院に係る保険給 付が行われた場合を新たに助成の対象として追加するもの

〇堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例(令和2年条例第43号)

- (1) 子ども相談所長に対して通告等のあった虐待関係の情報の警察への提供等について 定めるもの
- (2) 保護者の責務として、子どものしつけに際し、体罰を禁止する旨規定するもの

〇堺市立ビッグバン条例(令和2年条例第44号)

本市の公の施設として堺市立ビッグバンを設置するため、その設置及び管理に関する事項等について定めるもの

〇堺市基金条例の一部を改正する条例(令和2年条例第45号)

- (1) 堺市区民まちづくり基金、堺市鉄道軌道整備基金、堺市都市緑化基金及び堺市緑の 保全基金を廃止するもの
- (2) 堺市東西交通整備基金及び堺市はなみどり基金を設置するもの

条 例

堺市市税条例の一部を改正する条例を公布する。 令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第39号

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。 第45条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第45条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第 101条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳 に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 第101条中「納税義務者」の次に「、現所有者」を加え、「第45条若しくは第45条 の2第2項」を「第45条、第45条の2第2項若しくは第45条の4」に、「又は第93条」 を「若しくは第93条」に、「又は報告書」を「若しくは報告書」に改める。

附則第22条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号

に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第17条第2項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
 - (固定資産税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の第45条の4の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規 定する現所有者であることを知った者について適用する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。 令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第40号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。 令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第41号

堺市重度障害者医療費助成条例の一部を 改正する条例

堺市重度障害者医療費助成条例(昭和48年条例第54号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項を次のように改める。

2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設(以下「病院等」という。)(大阪府の区域(本市の区域を除く。)内に所在するものに限る。)の所在する場所に住所を変更したと認められる者(同法による被保険者(国民健康保険組合の被保険者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)のうち前項各号のいずれかに該当する者(以下この項において「住所変更者」という。)であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている住所変更者であって、現に入院等をしている病院等(以下この項において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。

第2条第4項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設(本市の区域内に所在するものに限る。)又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。)に入所をすることにより当該施設」を「入院等をしたことにより、病院等(本市の区域内に所在するものに限る。)」に、「者であって、当該施設に入所」を「者(国民健康保険法による被保険者(国民健康保険組合の被保険者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)のうち第1項各号のいずれかに該当する者であって、当該病院等に入院等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、

同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定継続入院等対象者のうち次の各号に掲げる者は、第1項の規定にかかわらず、この 条例による助成を行うものとする。
 - (1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれ ぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以 上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと 認められるもの
 - (2) 継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること(以下この号において「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの
 - 第3条第1項中「及び精神病床への入院に係る給付」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、施行日前に同条第2項に規定する病院等に入 院、入所又は入居をし、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者(施 行日から令和3年10月31日までの間に新たに住所を変更したと認められる者を除く。) については、同年11月1日から適用する。
- 3 この条例による改正後の第3条の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成 について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例に よる。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 を公布する。

令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第42号

堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども 医療費助成条例の一部を改正する条例

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1項中「及び精神病床への入院に係る給付」を削る。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「(以下「療養の給付等」という。)」及び「(精神病床への入院に係る給 付を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条 例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受 けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例を公布する。 令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第43号

堺市子どもを虐待から守る条例の一部を 改正する条例

堺市子どもを虐待から守る条例 (平成23年条例第23号) の一部を次のように改正する。 第1条中「通報等」を「通告等」に改める。

第2条第4号中「病院」の次に「、警察」を、「弁護士」の次に「、警察官」を加える。 第4条第2項中「及び虐待」を「並びに虐待」に改める。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの」を「子どものしつけに際して、体罰を加えてはならず、及び子どもの人権に配慮し、その」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。

保護者は、虐待を決して行ってはならない。

第10条中第4項を第6項とし、同条第3項中「通告をした者又は相談」を「通告等」に 改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 子ども相談所長は、前項の通告又は相談(以下「通告等」という。)があった場合は、 相互の連携及び協力の下、虐待を早期に発見し、その重篤化を防止するとともに、子ども 及び家庭への支援の充実を図るため、警察に対して当該通告等について情報提供を行うこ とができる。
- 4 子ども相談所長は、前項の規定により警察に情報提供を行った場合は、当該情報提供に 係る事案に適切に対応し、並びに子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察との情 報共有に努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立ビッグバン条例を公布する。 令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第44号

堺市立ビッグバン条例

(設置)

第1条 子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条の児童厚生施設として、堺市南区茶山台1丁に堺市立ビッグバン(以下「ビッグバン」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 ビッグバンは、前条に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 子どもの夢、創造性及び感性を豊かに育むための事業
 - (2) 文化活動等の体験を提供し、子ども相互間及び子どもと地域住民との交流を育む事業
 - (3) 保護者、地域住民等による子どもの健全育成に関する活動の支援事業
 - (4) 様々な媒体等を利用した幅広い広報活動に関する事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、ビッグバンの設置目的に資すると市長が認める事業 (入館料)
- 第3条 ビッグバン (別表第1に掲げる施設に限る。) に入館しようとする者は、同表に定める額の範囲内において市長が定める入館料を納付しなければならない。

(駐車場の使用料)

- 第4条 駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。
- 2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、大型車等(道路交通法施行規則(昭和35年総理府 令第60号)第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以 下同じ。)を駐車しようとする者については、駐車料金を前納させることができる。

(駐車料金の不徴収)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土 交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が 定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(入館料等の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は駐車料金(以下「入館料等」 という。)を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第7条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認める ときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、ビッグバンの利用を拒否し、 又は退去を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
 - (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる者 (禁止行為)
- 第9条 何人も、ビッグバンにおいて、次の行為をしてはならない。
 - (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
 - (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
 - (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる行為
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、ビッグバンからの退去を命ずることが できる。

(損害の賠償)

第10条 ビッグバン (駐車場を除く。) の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又 は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければなら

ない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (駐車の拒否)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことが できる。
 - (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
 - (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
 - (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがある とき。
 - (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定 することができる。

(駐車場における禁止行為)

- 第12条 何人も、駐車場において、次の行為をしてはならない。
 - (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある 行為をすること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をするこ と。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができ る。

(駐車場に係る損害賠償)

- 第13条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を 賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証 明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、 その損害を賠償する責めを負わない。
 - (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
 - (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、ビッグバンの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定する もの(以下「指定管理者」という。)にビッグバンの管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

- 第15条 前条の規定により指定管理者にビッグバンの管理を行わせる場合におけるその業 務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) ビッグバンの運営に関する業務
 - (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
 - (3) ビッグバンの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ビッグバンの管理上、市長が必要と認める業務 (指定管理者の指定の手続)
- 第16条 市長は、第14条の規定により指定管理者にビッグバンの管理をさせようとする ときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力 及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものと する。
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状 況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合している と認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
 - (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力 を有すること。
 - (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
 - (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
 - (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
 - (6) 管理経費の縮減が図られること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第17条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその

旨を公告するものとする。第19条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同 様とする。

(報告、調査及び指示)

第18条 市長は、ビッグバンの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定 管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は 必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第19条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしく ない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりビッグバンの管理を 継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて 管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理 者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

- 第20条 市長は、ビッグバンの利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。) を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内におい て、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを 公告するものとする。
- 4 ビッグバン(駐車場のうち普通車(道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動 車をいう。以下同じ。)を駐車する区画を除く。)を利用しようとする者は、指定管理者に 利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者 については、この限りでない。
- 5 ビッグバンの駐車場に普通車を駐車させた者は、自動車を出場させる際に当該駐車場に 係る利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができ る。
- 7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することがで きる。

(管理の基準)

- 第21条 ビッグバンの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 開館時間及び休館日並びに利用時間(次項において「開館時間等」という。)は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。
 - (2) 個人に関する情報(以下この項において「個人情報」という。)の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
 - (3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密(個人情報を含む。)を漏らし、 又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を 取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。
- 2 前条第3項の規定は、前項第1号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合に ついて準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第22条 指定管理者は、故意又は過失によりビッグバンの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、ビッグバンの管理及び運営について必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次 項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 施行日以後の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前に おいても、この条例の規定の例により行うことができる。

	市公報	号外第10号	令和2年10月5日
<i>7</i> 1 ·	1. — 1/4	2 / 1 / 1/2 - 2	14 11 1 20/4 0 1.

別表第1(第3条、第20条関係)

7	施設	単位	入館料
屋内施設		1人・1日	1,300円
		1人・6か月	4,600円
		1人・1年	7,800円

備考 3歳未満の幼児等に係る入館料は、無料とする。

別表第2(第4条、第20条関係)

区分	単位	駐車料金
普通車	1台・1時間当たり	310円
大型車等	1台・1日当たり	1,200円

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。 令和2年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第45号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例(平成26年条例第48号)の一部を次のように改正する。 別表堺市区民まちづくり基金の項を削り、同表堺市鉄道軌道整備基金の項を次のように 改める。

堺市東西交通整備基金	本市の東西交通の整備に関する事業等の資金に充てるため		
別表堺市都市緑化基金の項を削り、同表堺市緑の保全基金の項を次のように改める。			
堺市はなみどり基金	本市における都市緑化の推進及び緑地保全等のための事業		
が川はなみとり金金	の資金に充てるため		

附則

この条例は、公布の日から施行する。